

福岡県公報

令和 3 年 6 月 11 日
第 207 号

目 次

告 示 (第609号 - 第614号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	3
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	5
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	7
○落札者等の公示	(税 務 課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	10
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	11
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	12
○宅地建物取引業者の業務の停止	(建築指導課)	12
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	12
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	12

○開発行為に関する工事の完了	(建築指導課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○落札者等の公示	(情報政策課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○落札者等の公示	(情報政策課)	15
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	15
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	16
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	16
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	16
人事委員会		
○審査請求の審査の打切り決定の公示送達について	(人事委員会事務局給与公平課)	16
監 査 委 員		
○包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の 監査の事務を補助できる期間	(監査委員事務局総務課)	17
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	17
内水面漁場管理委員会		
○筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間	(漁業管理課)	19
○令和3年度魚種別増殖目標数量	(漁業管理課)	19
雑 報		
○福岡県行政不服審査会運営規則第23条第3項及び第4項の規定に基 づく答申書の写しの公示について	(行政経営企画課)	20
○福岡県行政不服審査会運営規則第23条第3項及び第4項の規定に基 づく答申書の写しの公示について	(行政経営企画課)	21

告 示

福岡県告示第609号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年12月福岡県告示第1860号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
多久(e)	糸島市篠原西一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第610号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第261号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
多久(e)	糸島市篠原西一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	夏 吉 直 方 線	前	直方市大字上境946番先から 直方市大字中泉522番先まで	9.0 ～ 35.0	868.0
			後	直方市大字上境946番先から 直方市大字中泉522番先まで	8.0 ～ 35.0	868.0

福岡県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年6月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	夏 吉 直 方 線	直方市大字上境946番先から 直方市大字中泉522番先まで

福岡県告示第613号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規

定により次のように告示する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字馬場453-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第614号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字畑348の1、348の15

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・定置式車両速度計測装置賃貸借
- ・車載式車両速度計測装置賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和3年6月29日(火曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

定置式車両速度計測装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和3年12月1日から令和10年11月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和3年7月21日(水曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2243
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和3年6月11日（金曜日）から令和3年7月21日（水曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和3年7月21日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時
令和3年7月26日（月曜日）午後2時00分

- 11 落札者がない場合の措置
開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for vehicle speed gauging stationary radars
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on July 21, 2021
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext. 2243)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名
車載式車両速度計測装置賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
令和3年12月1日から令和10年11月30日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和3年7月21日(水曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2243

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年6月11日(金曜日)から令和3年7月21日(水曜日)までの福岡県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年7月21日(水曜日)午後5時45分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

令和3年7月26日(月曜日)午後2時15分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(消費税込みの金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担

保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者

がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for vehicle speed gauging on-board radars
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on July 21, 2021
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext. 2243)

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
県税に係る収納管理事務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社福岡銀行
 - (2) 住所
福岡市中央区天神二丁目13番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
36,467,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字天山43番7、43番23及び43番47並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市大字天山37番地
医療法人みらい
理事長 富田 義之

公告

行橋市御清水池土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
木村 昭一	行橋市行事一丁目13番36号 木村和則方
福島 隆	行橋市行事五丁目13番15号
吉武 頼隆	行橋市大字長木111番地
廣瀬 茂	行橋市大字草野210番地1
榎本 武治	行橋市大字下津熊1041番地1
中村 勝正	行橋市大字長音寺89番地1
大下 敏雄	行橋市大字上津熊44番地
平井 克己	行橋市大字二塚64番地1
川本 重美	行橋市大字延永109番地

森上 日那生	行橋市大字延永786番地
楠 利徳	行橋市大字長尾381番地
島田 文男	行橋市大字下崎494番地 2
白藤 吉章	行橋市大字下崎1094番地
野田 正義	行橋市大字福丸723番地
野田 千萬里	行橋市大字下崎1370番地
川上 英巳	行橋市大字入覚1481番地
井上 龍美	京都郡菟田町大字岡崎237番地
松本 克己	京都郡菟田町大字上片島1954番地
中園 達憲	京都郡菟田町大字下片島946番地
定房 秀幸	京都郡みやこ町勝山黒田1629番地 1
林 吾六	京都郡みやこ町勝山黒田1038番地 1
井上 博敏	京都郡みやこ町勝山黒田2449番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
藏園 公紀	行橋市大字延永814番地
小林 久	京都郡菟田町大字上片島1917番地
井上 明治	京都郡みやこ町勝山黒田2682番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
木村 昭一	行橋市行事一丁目13番36号 木村和則方
福島 隆	行橋市行事五丁目13番15号
吉武 頼隆	行橋市大字長木111番地
廣瀬 茂	行橋市大字草野210番地 1

榎本 武治	行橋市大字下津熊1041番地 1
中村 文夫	行橋市大字長音寺71番地
大下 敏雄	行橋市大字上津熊44番地
矢澤 安二	行橋市大字二塚319番地 2
川本 重美	行橋市大字延永109番地
藏園 公紀	行橋市大字延永814番地
楠 利徳	行橋市大字長尾381番地
島田 文男	行橋市大字下崎494番地 2
白藤 吉章	行橋市大字下崎1094番地
野田 正義	行橋市大字福丸723番地
野田 千萬里	行橋市大字下崎1370番地
川上 英巳	行橋市大字入覚1481番地
井上 明雄	京都郡菟田町大字岡崎264番地
松本 克己	京都郡菟田町大字上片島1954番地
中園 達憲	京都郡菟田町大字下片島946番地
定房 秀幸	京都郡みやこ町勝山黒田1629番地 1
別府 利文	京都郡みやこ町勝山黒田2109番地 1
井上 博敏	京都郡みやこ町勝山黒田2449番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
森 清孝	行橋市大字入覚1424番地
松本 正幸	京都郡菟田町大字上片島2132番地
井上 明治	京都郡みやこ町勝山黒田2682番地 1

 公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(4)第14572号	株式会社ダイナックス 代表者 鍋田 英功	久留米市諏訪野町1596

2 聴聞期日及び場所

令和3年6月28日（月）午後1時

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階南棟建築都市部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 不利益処分の根拠となる法令の条項

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第68条第2項

2 聴聞の期日

令和3年6月28日（月）午後2時

3 聴聞の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階南棟建築都市部会議室

4 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

5 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、令和3年5月26日付けで、次のとおり宅地建物取引業者に対する処分をしたので、同法第70条第1項の規定により、公告する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	処分内容
福岡県知事(6)第12966号	株式会社総合住建 代表者 山崎 祥生 福岡市中央区港2-12-4-1F	宅地建物取引業務の全部の停止（令和3年6月10日から同年9月7日までの90日間）
福岡県知事(1)第18548号	ヒルズホーム株式会社 代表者 石尾 賢一 福岡市中央区笹丘2-24-32 アーバンコート笹丘303号	宅地建物取引業務の全部の停止（令和3年6月10日から同年9月7日までの90日間）

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同

法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(2)第16904号	株式会社オフィス・トモイケ 代表者 友池 孝志	糸島市前原南1-7-27

2 聴聞期日及び場所

令和3年6月29日（火）午後1時15分

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階南棟建築都市部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地

福岡県知事(2)第16942号

エンデヴァーキャピタル株式会社
代表者 松尾 克彦

福岡市博多区対馬小路1-21

2 聴聞期日及び場所

令和3年6月29日（火）午後1時30分

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階南棟建築都市部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市塔原東二丁目436番8及び436番16から436番29

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市国分町743番地の2

昭和建設株式会社

代表取締役 戸田 誠二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市大字別所1237番地2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那珂川市大字別所1237番地2
遠藤 いつ子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市二タ字矢次255番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区愛宕三丁目11番5-404号 プレミスト愛宕
坂井 宏樹

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
福岡県電子調達システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課
(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
東芝デジタルソリューションズ株式会社九州支社
(2) 住所
福岡市中央区長浜二丁目4番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
35,970,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市篠原東一丁目522番49、522番75から522番93まで、639番4、639番40から639番47まで、642番1及び642番25から642番32まで並びにこれらの区域内の道路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市西堂929番地の7
有限会社ファインエステート
代表取締役 薦田 和幸

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第一工区）糟屋郡粕屋町大字江辻字薄町36番1、36番4、37番1、38番1及び38番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地
SGリアルティ株式会社
代表取締役 吉田 貴行

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
行政コミュニケーションシステム保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
T I S株式会社 九州支社
 - (2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
35,344,650円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る契約事項の名称
令和3年度コピー用紙単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和3年5月19日
- 4 落札者の氏名及び住所、落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

	件名	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額
(1)	本庁地区	株式会社永池福岡支社	大野城市大池二丁目24番6号	40,146,920円
(2)	福岡（北）地区	株式会社H I R A T A	福岡市中央区清川三丁目31番1号	25,428,810円
(3)	福岡（南）地区	株式会社H I R A T A	福岡市中央区清川三丁目31番1号	31,352,860円

(4)	北九州（北）地区	キングテック株式会社	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	21,130,560円
(5)	北九州（南）地区	キングテック株式会社	北九州市小倉北区東港二丁目5番1号	8,638,080円
(6)	筑豊地区	株式会社玉置	飯塚市徳前24番地2	18,943,100円
(7)	筑後（北）地区	株式会社永池福岡支社	大野城市大池二丁目24番6号	19,208,530円
(8)	筑後（南）地区	株式会社内野	久留米市東合川五丁目10番5号	14,710,080円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

令和3年4月6日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県全域	令和3年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県全域	令和3年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（国土広域情報 修正）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県全域	令和3年3月31日

人事委員会

福岡県人事委員会告示第2号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成16年福岡県人事委員会規則第26号）第62条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和3年6月11日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

1 事案番号

昭和34年（不）第38号事案

2 審査請求人（請求人承継人）の氏名

入江 島太（入江 種文）

3 公示事項

昭和34年2月16日付けで提起のあった審査請求について、不利益処分についての審査請求に関する規則第13条第1項第3号の規定により、令和3年5月28日付けで、審査の打切りを決定しました。

当該決定に関する通知文は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付します。

監 査 委 員

福岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年6月11日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	長 裕 海

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

吉村 祐二	福岡県久留米市宮ノ陣四丁目25番25号
内野 健志	福岡県福岡市中央区草香江一丁目8番8-317号
古賀 竜介	福岡県筑紫野市湯町三丁目4番11号
久米村 翔	福岡県福岡市中央区高砂一丁目21番12-805号
大塚 美和	福岡県福岡市中央区春吉一丁目11番52-1107号
大隅 淳史	福岡県福岡市中央区荒戸一丁目15番21-201号
田中 峻太	福岡県福岡市南区向新町二丁目6番14-602号
近藤 郁子	福岡県久留米市荘島町432番地
西田 真希	福岡県福岡市早良区室見五丁目9番1-206号

渡邊 洋祐 福岡県福岡市中央区大濠一丁目10番8-104号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和3年6月11日から令和4年3月31日まで

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査の結果（令和3年2月8日2監総第922号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年6月11日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	長 裕 海

福岡公委発第551号
令和3年4月22日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 世利洋介 殿
同 森行一 殿
同 長裕海 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和3年2月8日2監総第922号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について、通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
八幡東警察署	<p>職員寮に係る職員の住宅貸付料について、平成31年4月1日付改定後より、同月以降は改定後の月額を徴収すべきところ、警察本部総務部施設課から改定通知がなされたことから、改定前の月額を徴収し、徴収額となっていた。</p>	<p>本件の過大に徴収した貸付料については、該当する職員に対して、令和3年1月27日に全て還付した。 本件の原因は、警察本部総務部施設課が対象機関に対して貸付料を通知する際、本件職員の貸付料改定に係る記載を遺漏したことによる。 今後、このような遺漏を防ぐため、担当者とその上司による通知内容の読み合わせを行うなど、確認を強化することとした。 さらに、各機関において、管理する職員住宅等が当該貸付料改定の対象であるか確認できるよう、職員住宅等を管理する全機関に対して、改定額を記載した貸付料一覧表を送付し、再発防止を図っていくこととした。</p>

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項及び第171条第 4 項の規定に基づき、筑後川における水産資源の保護及び増殖を図るため、水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則第47条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和 3 年 6 月 11 日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止期間

9 月 15 日から 11 月 15 日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸町菅原、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ200メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ600メートルの基線と平行な線

3 指示の有効期間

令和 3 年 9 月 15 日から 令和 5 年 11 月 15 日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第 3 項の規定に基づき、第 5 種共同漁業権の免許にかかる令和 3 年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

令和 3 年 6 月 11 日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

漁業権番号	漁業権者名	対象	増殖方法	目標数量
-------	-------	----	------	------

内 共 第 1 号	矢 部 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流 移 植 放 流	70,000尾 100,000尾	
		こ い	な し	な し	
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム	
		う な ぎ	種 苗 放 流	3,000尾	
		や ま め	種 苗 放 流	15,000尾	
		お い か わ	種 苗 放 流 産 卵 床 造 成	700,000尾 10ヵ所	
		う ぐ い	産 卵 床 造 成	8 ヵ 所	
		す っ ぽ ん	種 苗 放 流	500尾	
		か に	種 苗 放 流	2,000尾	
		え び	種 苗 放 流	10,000尾	
わ か さ ぎ	人 工 ふ 化 放 流	3,000,000粒（受精卵）			
内 共 第 2 号	下 筑 後 川 漁 業 協 同 組 合	こ い	な し	な し	
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム	
		う な ぎ	種 苗 放 流	6,000尾	
		お い か わ	種 苗 放 流	50,000尾	
		す っ ぽ ん	種 苗 放 流	500尾	
		か に	種 苗 放 流	5,000尾	
		え び	種 苗 放 流	50,000尾	
		筑 後 川 漁 業 協 同 組 合	あ ゆ	種 苗 放 流 人 工 ふ 化 放 流	150,000尾 30,000,000粒（受精卵）
			こ い	な し	な し
			ふ な	種 苗 放 流	200キログラム
う な ぎ	種 苗 放 流		3,000尾		
お い か わ	産 卵 床 造 成	3 ヵ 所			
か に	種 苗 放 流	3,000尾			

	甘木 漁業協同組合	えび	種苗放流	5,000尾
		あゆ	種苗放流	20,000尾
		こい	なし	なし
		うなぎ	種苗放流	1,200尾
		やまめ	種苗放流	15,000尾
		おいかわ	産卵床造成	2カ所
		かに	種苗放流	4,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	5,000,000粒（受精卵）
内共 第3号	下筑後川 大大野川 上島田口 川柳浜武 沖端 漁業協同組合	こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	種苗放流	6,000尾
		かに	種苗放流	3,000尾
		えび	種苗放流	20,000尾
内共 第5号	八木山川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	10,000尾
		こい	なし	なし
内共 第6号	京二川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	15,000尾
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	種苗放流	1,200尾
		やまめ	種苗放流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種苗放流	200尾
		かに	種苗放流	2,000尾
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）

内共 第7号	京二川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	10,000尾
		こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	種苗放流	1,200尾
		やまめ	種苗放流	2,000尾
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		すっぽん	種苗放流	200尾
		かに	種苗放流	2,000尾
内共 第8号	岩岳川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000尾
		こい	なし	なし
		あまご	種苗放流	1,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3カ所
内共 第9号	犬山 漁業協同組合	こい	なし	なし
		ふな	種苗放流	100キログラム
		おいかわ	産卵床造成	1カ所
		わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）

雑 報

公告

福岡県行政不服審査会運営規則（平成28年5月26日福岡県行政不服審査会総会決定事項）第23条第3項及び第4項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和3年6月11日

福岡県行政不服審査会会長 岡本博志

1 公示事項

福岡県知事から令和2年12月7日に諮問のあった、審査請求人が平成31年3月8日に提起した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）

第8条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分に対する審査請求事件について、当審査会は令和3年3月2日に答申を決定しましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に答申書の写しを送付することができません。当該答申書の写しは、福岡県行政不服審査会（事務担当課：福岡県総務部行政経営企画課）において保管しており、いつでも交付するので、審査請求人はその受領について申し出てください。

当該答申書の写しを受領しないときは、令和3年6月25日の経過をもって当該答申書の写しの送付があったものとみなします。

2 問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話：092-643-3028

メールアドレス：homuhan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政不服審査会運営規則（平成28年5月26日福岡県行政不服審査会総会決定事項）第23条第3項及び第4項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和3年6月11日

福岡県行政不服審査会会長 岡本博志

1 公示事項

福岡県知事から令和3年1月22日に諮問のあった、審査請求人が平成31年3月31日に提起した生活保護法（昭和25年法律第144号）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に対する審査請求事件について、当審査会は令和3年4月22日に答申を決定しましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に答申書の写しを送付することができません。当該答申書の写しは、福岡県行政不服審査会（事務担当課：福岡県総務部行政経営企画課）において保管しており、いつでも交付するので、審査請求人はその受領について申し出てください。

当該答申書の写しを受領しないときは、令和3年6月25日の経過をもって当該答申書の写しの送付があったものとみなします。

2 問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話：092-643-3028

メールアドレス：homuhan@pref.fukuoka.lg.jp